

平成30年度 鳥取市保育料金額表（認定こども園1号認定）

児童が属する世帯の階層区分			保育料（月額）
階層	定義		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円
B1	A階層を除き、市町村民税が非課税の世帯 （均等割のみ課税されている世帯を含む）	ひとり親世帯等	0円
B2			2,600円
C1	市町村民税所得割 課税額が次の区分 に該当する世帯	77,101円未満	2,600円
C2			10,000円
D1		77,101円以上 211,201円未満	17,200円
D2		211,201円以上	22,000円

《留意事項》

- ① 月の途中の入退所の場合、月の途中で3号認定又は2号認定から1号認定になった場合は、日割りにより保育料を算定します。
- ② 保育料の金額には、給食費、通園バス代等は含まれません。

《保育料金額表の見方》

- ① この表の「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者と同居している世帯、特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金等の受給者と同居している世帯をいいます。
- ② 市町村民税が非課税の世帯の第2子以降の保育料は無料です。
- ③ 第3子以降の児童についての保育料は、市町村民税の額に関わらず無料となります。
- ④ 市町村民税所得割課税額が77,101円未満で児童が2人以上いる世帯は、第1子が認定こども園等に在園していない場合であっても、最年長の児童から順に2人目が半額、3人目以降は無料として保育料を算定します。ただし、市町村民税所得割課税額が77,101円未満で児童が2人以上認定こども園等に在園している世帯の2人目の保育料は無料とします。
- ⑤ 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯は小学校3年生以下の範囲の児童を在園児童とみなし、最年長の児童から順に2人目が半額、3人目以降は無料です。
- ⑥ 認定こども園在園児童のきょうだい（就学前児童に限る）が保育園・幼稚園・他の認定こども園に在園又は障害児通園施設・小規模保育事業等を利用している場合は、きょうだいを在園児童とみなし保育料は④または⑤のとおり算定します。

《保育料の算定根拠について》

- ① この表の階層決定のための世帯の定義欄に掲げる税額は、児童と生計を一にしている父母の税額を合算した額です。ただし、児童と同一世帯で生計を一にしている父母以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合は、その税額を含めます。
- ② 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄附金控除による控除前の額となります。

《保育料の算定等について》

- ① 保育料算定のための書類の提出がない場合、暫定的にD1階層の保育料で決定し、提出後、当該年度の保育料改定時期に遡って見直しを行います。
- ② 子ども・子育て支援新制度では、保育料の改定時期は9月となり、4月分～8月分の保育料は前年度分市町村民税、9月分～翌年3月分は当年度分市町村民税をもとに算定します。